

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 4 年 (2022 年) 12 月 19 日作成)

[所管: 都市活力部 魅力文化創造課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市立伝統芸能館条例	5	使用制限	A
2	豊中市立伝統芸能館条例	6	使用承認の取消し等	A
3	豊中市立伝統芸能館条例	7	入館の禁止	A
4	豊中市立市民ギャラリー条例	5	使用制限	A
5	豊中市立市民ギャラリー条例	7	使用承認の取消し等	B
6	豊中市立市民ギャラリー条例	8	入館の禁止	B
7	市民ホール条例	5	文化芸術センター・ローズ文化ホールの使用制限	A
8	市民ホール条例	7	文化芸術センター・ローズ文化ホールの使用承認の取消し等	A
9	市民ホール条例	8	文化芸術センター・ローズ文化ホールの入館の禁止	A

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用制限
根拠法令及び条項		豊中市立伝統芸能館条例 第 5 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例第 4 条
	基 準	（４）管理上支障があると認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 4 号） （５）その他市長が適当でないと認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 5 号） 上記（４）～（５）に該当するものを例示すると、以下のとおり。 ①火気の使用又は臭気、騒音等の発生を伴う使用を行う場合に、その対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に迷惑を及ぼし、又は危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 ②建物や附属設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 ③過去に施設管理上の指示に従わなかったなど管理上支障が生じるおそれがある団体または個人が使用しようとするとき。 ④収容定員を超えて使用しようとするとき。ただし、市長が承認したものについては、この限りでない。 ⑤承認書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑥その他上記の①～⑤に準ずると認められるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用承認の取消し
根拠法令及び条項		豊中市立伝統芸能館条例 第 6 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例 第 3 条第 2 項、第 5 条
	基 準	以下のいずれかに該当するときは使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがある。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 使用承認の際に附した条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 ① 豊中市立伝統芸能館条例第 8 条に掲げる義務を履行しないとき。 ② 豊中市立伝統芸能館条例第 9 条の承認を受けずに特別の設備又は装飾をしたとき。 ③ 豊中市立伝統芸能館条例施行規則第 8 条に規定する届け出をしないとき。 ④ 管理上必要な職員の指示に従わないとき。 (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 使用承認申請書に記載された目的以外の用途に使用したため、豊中市立伝統芸能館条例第 5 条（使用制限）に定める理由に該当することとなったとき。 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。 上記に該当する場合のほか、豊中市立伝統芸能館条例第 5 条（使用制限）に定める理由に該当することになったとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		入館の禁止
根拠法令及び条項		豊中市立伝統芸能館条例 第 7 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	以下のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがある。 (1) 管理上必要な指示に従わない者。 (2) その他管理上支障があると認められる者。 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯するもの。 例示すると以下のとおり。 ① 凶器又はこれに類する物を所持する者その他入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者。 ② 臭気を放つ物品を所持している者。 ③ 拡声器又はこれに類する物を使用している者。 ④ 動物を所持している者。ただし盲導犬、介助犬等は除く。 ⑤ 放歌、放言をし、入館者に迷惑を及ぼす者又は伝統芸能館の設置目的を損なう言動を公然と行う者。 ⑥ その他上記に準ずる者。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用制限
根拠法令及び条項		豊中市立市民ギャラリー条例 第 5 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例第 4 条
	基 準	（3）管理上支障があると認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 3 号） （4）その他市長が適当でないと認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 4 号） 上記（3）～（4）に該当するものを例示すると、以下のとおり。 ①火気の使用又は臭気、騒音等の発生を伴う使用を行う場合に、その対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に迷惑を及ぼし、又は危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 ②建物や附属設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 ③過去に施設管理上の指示に従わなかったなど管理上支障が生じるおそれがある団体または個人が使用しようとするとき。 ④収容定員を超えて使用しようとするとき。ただし、市長が承認したものについては、この限りでない。 ⑤承認書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑥その他上記の①～⑤に準ずると認められるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用承認の取消し
根拠法令及び条項		豊中市立市民ギャラリー条例 第 7 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(使用承認の取消し等) 市民ギャラリーの施設の使用承認を受けた者が以下のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) 規定に違反したとき。 (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		入館の禁止
根拠法令及び条項		豊中市立市民ギャラリー条例 第 8 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	以下のいずれかに該当する者には，入館を禁止し，又は退去を命ずることができる。 (1) 管理上必要な指示に従わない者 (2) その他管理上支障があると認める者
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用制限
根拠法令及び条項		市民ホール条例 第 5 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例第 4 条、第 6 条
	基 準	（3）管理上支障があると認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 3 号） （4）その他市長が適当でないと認めるとき。（同条例第 5 条 1 項 4 号） 上記（3）～（4）に該当するものを例示すると、以下のとおり。 ①火気の使用又は臭気、騒音等の発生を伴う使用を行う場合に、その対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に迷惑を及ぼし、又は危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 ②建物や附属設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 ③過去に施設管理上の指示に従わなかったなど管理上支障が生じるおそれがある団体または個人が使用しようとするとき。 ④収容定員を超えて使用しようとするとき。ただし、市長が承認したものについては、この限りでない。 ⑤承認書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑥その他上記の①～⑤に準ずると認められるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		文化芸術センター・ローズ文化ホール使用承認の取消し等
根拠法令及び条項		市民ホール条例第 7 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例第 5 条,第 9 条,第 10 条
	基 準	同条例第 7 条 1 項 4 号に該当するものを例示すると、以下のとおり。 ①凶器又はこれに類するものを公然と所持する者その他入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者。 ②異臭を放つ物品を所持している者。ただし、市長が承認したものを除く。 ③拡声器等を使用している者。 ④動物を所持している者。ただし盲導犬、介助犬等は除く。 ⑤災害その他事故により施設が使用できなくなったとき。 ⑥工事その他の都合により豊中市市民ホール指定管理者が特に必要と認めたとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		文化芸術センター・ローズ文化ホール入館の禁止
根拠法令及び条項		市民ホール条例第 8 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
処 分 基 準	関係条項	同条例第 5 条
	基 準	同条例第 8 条に該当するものを例示すると、以下のとおり。 ①公演中等に暴言を吐く等、入館者に迷惑を及ぼす者又はホールの設置目的を損なう言動を公然と行う者 ②動物を所持している者。ただし盲導犬・介助犬等は除く。
	参考事項	
備考		